



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年2月27日金曜日 第689号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則……………（水産課） ……72
- 愛媛県会計規則の一部を改正する規則……………（会計課） ……73

告 示

- 医療機関の指定……………（保健福祉課） ……73
- 指定医療機関の変更……………（ ） ……73
- 指定医療機関の廃止の届出……………（ ） ……73
- 指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更……………（ ） ……74
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更……………（ ） ……74
- 指定介護機関（介護予防事業者）の変更……………（ ） ……74
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等……………（経営支援課） ……74
- 保安林予定森林にする旨の通知……………（森林整備課） ……75
- 保安林予定森林……………（ ） ……75
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し……………（会計課） ……75
- 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課） ……76
- 道路の供用開始（県道伊予松山港線）……………（中予地方局管理課） ……76
- 指定道路の指定……………（南予地方局建築指導課） ……76
- 道路の区域変更（一般国道197号外）……………（南予地方局大洲土木事務所） ……76
- 道路の供用開始（県道大洲野村線）……………（ ） ……77
- 道路の区域変更（県道高瀬松浜線）……………（南予地方局西予土木事務所） ……77
- 道路の供用開始（ ）……………（ ） ……77

公 告

- 二級建築士試験及び木造建築士試験の施行……………（建築住宅課） ……77

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)		(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)	
第31条 中型まき網漁業（もじゃこをとることを目的とするものを除く。次項において同じ。）、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側の見やすい場所に様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。 2 省略 様式第1号 （第31条関係）		第31条 中型まき網漁業____、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部又は甲板上の両舷側の見やすい場所に様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。 2 省略 様式第1号 （第31条関係）	
漁業	様式	漁業	様式
1 中型まき網漁業（もじゃこをとること	省略	1 中型まき網漁業	省略

を目的とするものを除く。)			
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第5号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(出納員以外の会計職員)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長、久万高原警察署及び愛南警察署にあつては地域交通警備課交通係長）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一～六 省略		七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長、久万高原警察署及び愛南警察署にあつては地域交通警備課交通係長）		省略		<p>(出納員以外の会計職員)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>一～六 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長_____）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	省略	省略	一～六 省略		七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長_____）		省略	
省略	省略																
一～六 省略																	
七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長、久万高原警察署及び愛南警察署にあつては地域交通警備課交通係長）																	
省略																	
省略	省略																
一～六 省略																	
七 警察署の交通課交通係長（松山東警察署にあつては、交通第一課交通係長_____）																	
省略																	

附 則

この規則は、令和8年3月2日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひなた薬局	新居浜市若水町1-3-3	令和8年1月5日

○愛媛県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) 訪問診療クリニックそら	東温市牛淵331番地1	令和8年1月1日
(変更前) 訪問診療クリニック六花		

○愛媛県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
のぞみ調剤薬局	今治市南日吉町三丁目2番3号	令和7年11月30日
鈴木整形外科・外科	宇和島市吉田町北小路甲96番地2	令和7年12月31日

○愛媛県告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から指定訪問看護事業等を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	(変更後) ウエルケア重信訪問看護ステーション	東温市北野田533番1	令和6年4月1日
		(変更前) 訪問看護ステーション重信		

○愛媛県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	(変更後) ウエルケア重信訪問看護ステーション	東温市北野田533番1	令和6年4月1日
		(変更前) 訪問看護ステーション重信		

○愛媛県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人喜久寿	東温市北野田533番1	(変更後) ウエルケア重信訪問看護ステーション	東温市北野田533番1	令和6年4月1日
		(変更前) 訪問看護ステーション重信		

○愛媛県告示第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス妻鳥店
四国中央市妻鳥町字中井添1145番3 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年10月18日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,356平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
45台

- イ 駐輪場の収容台数
20台
 - ウ 荷さばき施設の面積
116平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
令和8年2月17日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第129号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第131号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
東温市井内字上林道上乙246、字コヤノ谷乙235の1、字上林道下乙237の1、字シヨシガハ乙238から乙240、字カウノセ乙241、字コタマ谷上乙250の5、乙250の7、字南谷乙252、甲2127の1、字小玉谷甲2128の1、甲2128の2、甲2129、甲2130、字障子川甲2132、甲2134、甲2136
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第130号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
松山市二神乙198の8、乙202
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
三第29号	四国中央市三島中央2丁目3番1号	株式会社ミヤザキ	四国中央市三島中央2丁目3番1号	令和8年2月28日

○愛媛県告示第132号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-4)第8254号	令和4年4月13日	(有)行元プロパン住宅設備	行元 彦	西条市丹原町丹原169	令和8年1月6日	管工事業	建設業の廃止
(特-2)第17650号	令和3年1月13日	R. A. K. セラミック スジャパン(株)	石川 宏司	四国中央市妻鳥町1266-8	令和8年1月8日	電気工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-7)第11255号	令和7年7月3日	(株)竹内組	三谷 修一	新居浜市上原3-6-21	令和8年1月20日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-4)第18911号	令和4年12月20日	エリアブリッジ(株)	今西由美子	西条市大町443-12	令和8年1月20日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町1877番9から 同市北吉田町10番32まで	令和8年2月27日

○愛媛県告示第134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和8年2月27日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

令和8年2月17日

3 指定道路の位置

西予市宇和町卯之町二丁目146番の一部、147番の一部、173番の一部及び146番地先農道

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 34.92メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	大洲市平野町野田乙592番32から 同町野田乙592番16まで	旧	メートル 62.4~121.3	キロメートル 0.199	
			新	62.4~123.8	0.199	
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字裾野甲417番4から 同町大竹字裾野甲418番2まで	旧	8.8~ 32.2	0.042	
			新	8.8~ 10.2	0.042	
〃	〃	大洲市菅田町大竹字上石場乙859番2から 同町大竹字立石堤外1078番4まで	旧	10.3~ 30.9	0.316	
			新	11.3~ 30.9	0.316	

○愛媛県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字上石場乙859番2から 同町大竹字立石堤外1078番4まで	令和8年2月27日

○愛媛県告示第137号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2110番1から 同町富野川2092番1まで	旧	メートル 3.7～4.6	キロメートル 0.018	
		西予市野村町富野川2150番3から 同町富野川2150番3まで	新	7.0～10.7	0.018	

○愛媛県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	西予市野村町富野川2150番3から 同町富野川2150番3まで	令和8年2月27日

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和8年2月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学（城北キャンパス）

3 受験申込手続

令和8年4月1日（水）午前10時から14日（火）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月7日（火）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和8年6月24日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

令和8年8月24日（月）（予定）付けで通知する。

6 合格発表

令和8年12月3日（木）（予定）付けの愛媛県報で公告する。